

1. 導入促進基本計画に関するQ&A

平成30年5月18日現在

No.	質問	回答
1	導入促進基本計画の作成は自治体にとって義務なのか。	作成は任意であり、義務ではありません。なるべく多くの自治体に本法の趣旨をご理解いただき、本計画の策定に取り組んでいただきたいと思います。
2	導入促進基本計画のひな形は自治体に示されるのか。計画の分量(枚数)はどの程度を想定しているのか。	ひな形を作成してお示しする予定です。分量については、数ページ程度になることを予定しております。
3	導入促進基本計画の国への同意手続きは具体的にどの様に行うのか。申請の窓口はどこになるのか。	国への同意手続きの窓口は所轄の経済産業局となります。
4	経済産業局の同意を得るにはどの程度の時間が必要か。	標準処理期間は30日とする予定です。ただし、申請前に所轄の経済産業局にご相談いただければ同意の手続きもスムーズに進むと思いますので、随時ご相談ください。
5	導入促進基本計画で、国が定める導入促進指針に記載された内容よりも絞り込み、例えば対象地域、対象事業、対象設備等を限定して記載することは可能か。	可能です。ただし、対象から外れた地域、事業、設備等については、先端設備等導入計画の認定を受けられないため、固定資産税の特例の対象とならないほか、国の各種補助金の優先採択の対象にもならない点にご留意ください。
6	固定資産税の特例率をゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定めるとなっているが、そもそも導入促進基本計画を作成しない場合は条例改正も必要ないという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
7	固定資産税の軽減による減収への補填措置はあるのか。	本措置による基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用いて算定されることとなります。
8	例えば、本社が所在する自治体とは異なる自治体に所在する事業所等に設備を導入する場合、事業者はどちらの自治体に先端設備等導入計画の申請を行う必要があるのか。	実際に設備投資を行われる事業所等が所在する自治体に先端設備等導入計画の申請を行い、認定を受ける必要があります。
9	各種補助金で優先採択されるとあるが、具体的にどの様に扱われるのか。	応募された案件の審査を行う際に加点を行う予定です。補助金ごとに、加点の扱いや交付にあたり必要な条件等の異なる点がありますので、それぞれの募集要項でご確認ください。
10	ものづくり補助金について、どのような場合に優先採択されるのか。	平成29年度補正予算のものづくり補助金(一次公募)においては、中小企業庁で平成30年4月13日に公表されたアンケート結果(以下、アンケート結果)において、特例率をゼロにすること等を表明した自治体に所在する事業者が、ものづくり補助金の申請において、自身も先端設備等導入計画の認定を受ける旨の意思表示をした場合に優先採択とします。

No.	質問	回答
11	ものづくり補助金において優先採択された場合、交付決定はどの様に行われるのか。	平成29年度補正予算のものづくり補助金(一次公募)については、平成30年6月中に採択結果を公表し、順次、採択事業者から交付申請を受け付けます。ただし、交付決定の際には、①事業者が所在する自治体から先端設備等導入計画の認定を受けていること、②当該自治体がアンケート結果のとおり特例率をゼロとしていることが必要となります。
12	ものづくり補助金の優先採択について、アンケート結果では特例率をゼロとすることとしていたところ、議会で審議した結果、特例率がゼロにならなかった場合はどうなるのか。	上記11のとおり、優先採択された採択事業者の交付決定には、自治体がアンケート結果のとおり特例率をゼロとしていることが必要です。したがって、アンケート結果のとおり特例率がゼロとならなかった場合には、優先採択された採択事業者に対して交付決定は行いません。
13	ものづくり補助金の一般型では、先端設備等導入計画の認定を受けた事業者は補助率を2/3に嵩上げされるが、この場合、固定資産税の特例率ゼロも求められるのか。	ご理解のとおりです。一般型では、上記11に該当する採択事業者は2/3補助率への嵩上げがされます。
14	優先採択された採択事業者に対する交付決定を早期に行うためには、固定資産税の特例率を定める条例改正を6月議会で可決する必要があるとのことだが、議会の承認が6月よりも後になった場合はものづくり補助金の優先採択との関係でどの様な影響が出るのか。	優先採択された採択事業者に係る交付決定の手続きは上記11のとおりです。なお、採択事業者は交付決定を受けなければ補助事業を開始することはできません(機械装置等を取得できません)ので、事業者が補助事業を計画どおり開始するためにも、6月議会での条例成立が必要とされます。
15	地方税法附則第15条第47項では、固定資産税の特例率は条例で定めることされているが、これは税条例で措置するのか。また既存のものがある場合、既存の条例の改正でもいいのか。	地方税法附則第15条第47項に規定される「ゼロ～1/2」の特例率の割合について規定されている条例であれば、税条例のほか、その他の既存条例の改正かどうかは問いません。
16	平成28年度税制改正で創設された「経営力向上計画に係る特例」との関係はどうなるのか。	経営力向上計画の認定については、先端設備等導入計画と重複して受けることも可能ですが、固定資産税の特例については、重複適用はできません。
17	遊休不動産の売却など、本業とは直接関係のない取り組みを主とした先端設備等導入計画であっても認定する必要があるのか。	事業者の策定する先端設備等導入計画の指標である「労働生産性」については、その計算式はあくまでも「営業利益」(個人事業主の場合は「事業所得」)に着目しており、本業以外の利益である「営業外利益」の増加については加味されないこととなります。
18	導入促進基本計画の計画期間の途中で計画を変更することも可能か。	可能です。計画の変更をする場合は所轄の経済産業局に計画変更に係る所定の手続きをお願いいたします。
19	生産、販売活動等の用に直接供されるものと単純な更新投資との違いをどう判断するのか。	計画作成にあたっては、認定経営革新等支援機関に、直接、当該事業の用に供されるものであり、労働生産性が年平均3%以上向上するかの確認を受け、支援機関が発行する確認書を添えて市町村に認定申請していただくことを予定しております。

No.	質問	回答
20	事業者から先端設備等導入計画の申請を受け付けた際、いつまでに認定を行わないといけないのか。	各市町村で他の制度との兼ね合いなどから、決めて頂くこととなると思いますが、国が認定する「経営力向上計画」においては、標準処理期間は30日と設定しています。
21	認定時に工業会証明書が必須ではない場合、市町村ではどのように先端設備等の生産性要件を確認するのか。	先端設備等については、経済産業省令において規定されることとなりますが、工業会証明書で確認している要件を課さない設備類型を創設予定であるため、工業会証明書がなくても認定は可能です。他方で、固定資産税の特例を利用するためには、工業会証明書が必要となり、認定を受けた後の最初の固定資産税の賦課期日(1月1日)までに追加提出が必要となります。
22	認定実績等の情報は報告する必要があるのか。	認定件数や設備投資金額などの認定時の情報については、政策評価などの観点から月次で指定の様式において報告いただくことを想定しております。
23	認定後のフォローアップはどのような形で行うか。	生産性向上特別措置法第50条第3項において、市町村は事業者に対し、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求められることができるため、それに基づいて報告が求めることが可能です。 経済産業省としては、一定期間経過後に認定事業者に対して、アンケート調査を実施し、実施状況について把握したいと考えているところであり、その際にはご協力いただきたいと考えております。
24	東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)及び福島復興再生特別措置法(福島特措法)に基づく固定資産税の免除措置を講じている場合、新たな固定資産税特例との関係でどの様な整理をすればよいか。	復興特区法及び福島特措法に基づき、固定資産税の免除措置に関する条例を制定している自治体については、生産性向上特別措置法案に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた事業者に対する固定資産税の減免措置よりも幅広く固定資産税を免除していることから、条例で追加的に固定資産税の特例率をゼロとすることを規定せずとも、ものづくり補助金等の補助事業において優先採択の対象とする運用を行う予定です。(償却資産の一部(器具備品等)が免除の対象となっていない場合、別途条例で特例率を定める必要があります。) ただし、当該免除措置を講じている自治体においても、生産性向上特別措置法に基づく措置は、中小企業の生産性向上を支援するためのものであるため、「ものづくり補助金」における優先採択及び2/3補助率への嵩上げについては、(1)市町村が「導入促進基本計画」を策定すること、(2)中小企業が「先端設備等導入計画」の認定を受けることが必要となります。